

セネガル：ダカール州及びティエス州における集会等の禁止及び交通規制

【ポイント】

- 1月6日、セネガル内務省は、同日から1月17日まで、ダカール州及びティエス州における集会等を禁止することを発表しました。
- また、その他、同インフラ・陸上交通・交通整備省からは、その他、夜20時から朝6時までの、ブレイズ・ジャーニュ空港とティエス市との間、同空港とンブール市との間の高速道路を閉鎖する旨発表され、また、公共交通機関における乗客の制限やマスクの着用を義務付ける等の措置も発表されていますのでご注意ください。
- 今後も追加措置が発出される可能性がありますので、最新の情報入手に努めてください。また、不要不急な外出を可能な限り控えていただくとともに、引き続き感染予防にご留意ください。
- 引き続きセネガルは感染症危険情報でレベル3となっており、渡航中止が勧告されています。

【本文】

1月6日、セネガル内務省は、同日から1月17日まで、ダカール州及びティエス州における集会等を禁止することを発表しました。

具体的には、公道上の全ての行列、行進、集会、デモ等、全ての公的な集会、全ての私的な集会（洗礼、婚姻、レセプション、宗教行事を含む）、公共の場所（特にホテル、劇場、ディスコ、バー、カフェ、ビーチ、週一のマルシェ、スポーツ施設）における全ての集会が禁止されます。

また、1月6日、同インフラ・陸上交通・国土整備省は、夜20時から朝6時まで、ブレイズ・ジャーニュ空港とティエス市との間及び同空港とンブール市との間の高速道路を閉鎖する旨発表しました。また、同7日、同省は、公共交通機関における乗客の制限やマスクの着用を義務付ける等の措置を発表しました。

セネガルでは1月5日にダカール州及びティエス州における夜間外出禁止令を伴う非常事態宣言が発出され、これに反対するデモや警察との衝突も発生しております。在留邦人の皆さまにおかれましては、デモ等には近づかないようお願いいたします。

今後も追加措置が発出される可能性がありますので、在留邦人の皆さまは最新の情報入手に努めていただくとともに、不要不急な外出を可能な限り控えください。

セネガルではダカール州、ティエス州を中心として、全土において新型コロナウイルス感染症の感染者数が高水準にあります。在留邦人の皆さまにおかれては引き続きマスクの着用、うがい、手洗い、換気の励行等、引き続き感染予防にご留意ください。

引き続きセネガルは感染症危険情報でレベル3となっており、渡航中止が勧告されています。

(参考ウェブサイト)

●外務省海外安全 HP(各国の感染状況、渡航制限措置等)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●厚生労働省新型コロナウイルス関連サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●在セネガル大使館 HP 日本語版

https://www.sn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

●セネガル保健省 HP

<http://www.sante.gouv.sn/>

【問い合わせ先】

在セネガル日本国大使館

taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp

Tel+221-33-849-5500, Fax+221-33-849-5555 (夜間緊急 +221-77-569-8103)